

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十
五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称 熊谷特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域 平成二十三年埼玉県告示第千二百三十六号で告示した区域
- 三 存続期間 令和二年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類 銃器